

# キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※ <> は生産性の向上が認められる場合の額、 ( ) は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり <b>57万円&lt;72万円&gt;</b> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり <b>28万5,000円&lt;36万円&gt;</b> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり <b>28万5,000円&lt;36万円&gt;</b> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり <b>28万5,000円&lt;36万円&gt;</b> (大企業も同額) 加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり <b>95,000円&lt;12万円&gt;</b> (大企業も同額)、②③：47,500円<60,000円> (大企業も同額) 加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり <b>95,000円&lt;12万円&gt;</b> (71,250円<90,000円>) 加算 ※ 1年度1事業所 15名まで助成
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・ 一般職業訓練 (OFF-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成： <b>1h当たり760円&lt;960円&gt;</b> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成： <b>1h当たり760円&lt;960円&gt;</b> (665円<840円>) ※ 1年度1000万まで助成
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： <b>95,000円&lt;12万円&gt;</b> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： <b>19万円&lt;24万円&gt;</b> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： <b>28万5,000円&lt;36万円&gt;</b> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり <b>28,500円&lt;36,000円&gt;</b> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： <b>47,500円&lt;60,000円&gt;</b> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： <b>95,000円&lt;12万円&gt;</b> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： <b>14万2,500円&lt;18万円&gt;</b> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり <b>14,250円&lt;18,000円&gt;</b> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり <b>38万円&lt;48万円&gt;</b> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり <b>57万円&lt;72万円&gt;</b> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり <b>38万円&lt;48万円&gt;</b> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： <b>19,000円&lt;24,000円&gt;</b> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： <b>38,000円&lt;48,000円&gt;</b> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： <b>47,500円&lt;60,000円&gt;</b> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： <b>76,000円&lt;96,000円&gt;</b> (57,000円<72,000円>) 14%以上： <b>95,000円&lt;12万円&gt;</b> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	<b>1人当たり19万円&lt;24万円&gt;</b> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： <b>38,000円&lt;48,000円&gt;</b> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： <b>76,000円&lt;96,000円&gt;</b> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： <b>11万4,000円&lt;14万4,000円&gt;</b> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： <b>15万2,000円&lt;19万2,000円&gt;</b> (11万4,000円<14万4,000円>)

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の  
作成・提出

キャリアアップ計画  
の作成援助・確認

人材育成コース以外

人材育成コース

訓練計画届  
の作成

訓練カリキュラムの  
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届  
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の  
確認

訓練実施に関する  
相談・援助

支給申請

支給審査  
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

# 生産性を向上させた企業は 労働関係助成金が割増されます

## 1 創設の背景・趣旨

我が国は、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。

このため、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。

## 2 生産性要件

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「**生産性要件**」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

（具体的な助成額又は助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。）

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
  - ・その3年前に比べて**6%以上伸びていること** または、
  - ・その3年前に比べて**1%以上（6%未満）伸びていること**（※）

（※）この場合、**金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること**

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

☞「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

## 「生産性要件」の具体的な計算方法（一般企業）

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。

**ダウンロードはこちらから↓**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- なお、助成金の支給申請に当たっては、各勘定科目の額の証拠書類（損益計算書、総勘定元帳など）の提出が必要となります。

### 生産性要件算定シートの記入例

(H29.5)

#### 生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる企業名・支店名等		厚労産業(株)	
申請事業所名	厚労産業(株)東京支店	事業所番号	1234-567890-1
項目	勘定科目	A Bの3年前年度 ( H24 年度) Aの会計期間	B 直近年度 ( H27 年度) Bの会計期間
		24年 4月 ~ 25年 3月	27年 4月 ~ 28年 3月
①人件費	役員報酬	18,630,000	19,630,000
	役員賞与	5,100,000	6,200,000
	給料手当	118,000,000	139,032,000
	賞与	49,000,000	57,700,000
	通勤費	2,750,000	2,600,000
	法定福利費	13,100,000	14,273,000
	福利厚生費	18,500,000	2,139,000
	(製)給料手当	32,100,000	35,600,000
	(製)賞与	5,500,000	5,710,000
	(製)通勤費	1,200,000	1,200,000
	(製)法定福利費	9,700,000	9,800,000
(製)福利厚生費	300,000	290,000	
②減価償却費	減価償却費	3,330,000	3,330,000
	(製)減価償却費	3,240,000	3,240,000
③動産・不動産賃借料	地代家賃	4,530,000	4,530,000
	賃借料	347,000	347,000
	(製)地代家賃	4,590,000	4,590,000
	(製)賃借料	240,000	240,000
④租税公課	租税公課	3,330,000	3,330,000
	(製)租税公課	213,000	231,000
⑤営業利益	営業利益	9,500,000	13,560,000
(1) 付加価値 [= ①~⑤計] (円)		303,200,000	327,572,000
(2) 雇用保険被保険者数(人)		59	60
(3) 生産性 [= (1) / (2)] (円)		5,138,983	5,459,533
(4) 生産性の伸び [= ((3)B - (3)A) / (3)A] (%)		<b>6.2%</b>	

(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	従業員の能力開発に取り組むことに加え、〇〇設備の導入により業務の効率性を高める効果があった。
---------------------------	--

(注)裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①~⑤に相当する勘定科目の額が表示された損益計算書や総勘定元帳などの会計書類を添付して下さい。